

令和5年第6回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年6月27日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第6回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年6月27日（火） 午後3時00分から 午後3時35分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第6回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第6回朝霞市農業委員会総会

令和5年6月27日（火）

午後3時00分から

午後3時35分まで

市役所別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

13番 野島 一 委員 14番 須田 哲也 委員

3 提出議案

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

4 諸報告

(1) 報告第6号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（18人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（2人）

委	員	橋本	広明
委	員	高橋	秀明

事務局

事	務	局	事 務 局 長	星加	敏昭
事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	専 門 員	佐藤	たかみ
事	務	局	主 任	佐藤	辰準

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・星加事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和5年第6回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長お願いいたします。

○高橋会長

みなさんこんにちは。

沖縄の方では梅雨が明けたとのことですが、まだ関東地方は来月の中頃ではないかと言われております。そのような中で、毎年農業委員会の恒例となっております農地利用状況調査が7月3日から7月10日に予定されており、詳細は後程事務局より説明があるかと思えます。

暑い時期での調査となるかと思えますので、暑いときは車内で涼むなど、あまり無理をしないように実施していただければと思います。

それでは本日も提出議案が5議案ほどありますのでよろしくをお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20名中18名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名について

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

13番 野島 一 委員と14番 須田 哲也 委員のお二人をお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第22号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。それでは、事務局議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・増田主幹

それでは1ページをご覧ください。

議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和 5 年 6 月 2 7 日提出。

番号 1

土地の所在地、大字岡字■■■■■■■

登記地目、田 現況地目、畑

登記面積、6 0 9 平方メートル

譲受人（ゆずりうけにん）、

本町■■■■■■■■■■ ■■■

譲渡人（ゆずりわたしにん）、

岡■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

譲受理由、経営規模拡大。

譲渡理由、経営規模縮小。

譲受人耕作面積、2, 7 1 2 平方メートル。

家族数、3 人。うち耕作者数 2 人。

調査説明委員、渡邊 忠 委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

議案第 2 2 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に規定されております、議事
参与の制限に該当いたしますので、渋谷 昇 委員の暫時退席を求めます。

(渋谷昇委員 退席)

それでは、議案第 2 2 号につきまして、渡邊 忠 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

農地法第 3 条の規定による許可申請の調査は 6 月 2 4 日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第 3 条第 2 項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規
定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に規定されております、

農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的
に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人は現在も所有する農地はすべて耕作されて

おり、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、農業経営状況調査においても年間300日農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は27アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、申請地は、さつまいも等の露地野菜を作付けする予定とのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約10分であり問題ありません。

また、今回取得する農地は既に譲受人所有の農地となっており、当該農地には夏野菜等が作付けされていることから経営規模拡大の観点から間違いはないかと思えます。

申請地の位置ですが、2ページをお開きください。

北朝霞駅東口のロータリーから産業文化センターに向かい、浜崎分署前交差点を左折し、黒目川通りを約500m進みます。交差点を右折し、県道と光志木線に入り、岡橋を超えて約200m進むと信号のない横断歩道がありますので、その手前で左折し、黒目川方面に進みます。朝霞市立第二中学校の裏門前を通り、100メートル道なりに進んだ左側のところが今回の申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第22号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第22号につきましては、許可と決しました。

それでは、渋谷昇 委員の入室を許可します。

(渋谷昇委員 入室)

次に、諸報告を行います。報告第6号については、会長が専決したものでございます。事前に配

付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、7月25日（火）午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第6回農業委員会総会を終了いたします。

~~~~~ 総会后 ~~~~~

会長、ありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡がございます。

（ 事務連絡 ）

その他、皆さんからなにかございますか？

なければ終了いたします。ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

13番 野島 一 委員

14番 須田 哲也 委員

令和5年6月27日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員